

環保第7号
令和2年4月1日

県内関係団体の長様

岩手県環境生活部
環境保全課総括課長
(公印省略)

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の改正について
本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、標記について、改正「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」が令和2年4月1日から施行され第一種特定製品(業務用エアコン・冷凍冷蔵機器)廃棄時のフロン類の回収を行わないで廃棄する等の違反に対する直接罰や、廃棄時のフロン回収後に発行される引取証明書の3年間の保管の義務等が課せられることとなりました。
つきましては、貴団体の会員の皆様に対し、本改正内容について、お知らせしていただくとともに、関係する機器管理者の方々にも御周知していただきますようよろしくお願ひします。

記

1 主な改正点

- (1) 第一種特定製品を廃棄する際の取組
 - ・都道府県の指導監督の実効性向上
 - ・ユーザーがフロン類の回収を行わないで廃棄する等の違反に対する直接罰の導入
 - ・廃棄物・リサイクル業者等へのフロン類回収済み証明の交付を義務付け
- (2) 建物解体時に第一種特定製品を廃棄する際の取組
 - ・都道府県による指導監督の実効性向上
 - ・建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - ・解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - ・解体業者等による第一種特定製品の有無の確認記録の保存を義務付け等
- (3) 第一種特定製品器が引き取られる際の取組
 - ・廃棄物・リサイクル業者等が第一種特定製品の引取り時の際フロン類の回収済み証明書を確認し、確認できない第一種特定製品の引取りを禁止

2 その他

関係資料については下記岩手県HPに掲載しています。

トップページから「暮らし・環境>環境>環境保全>化学物質(PRTR、ダイオキシン、フロン、ゴルフ場農薬)>フロン類はきちんと回収しましょう～フロン排出抑制法について～
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozan/kagakubusshitsu/1028510.html>

担当：環境調整担当 佐々田
TEL：019(629)5383(直通)
FAX：019(629)5364
E-mail：sasada-takeru@pref.iwate.jp

機器管理者の皆様へ



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

機器を捨てる際にフロン類を回収しない 違反には **罰金** が科せられます!

フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反については、行政処分のみならず
刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

フロン類の回収が証明できない機器は 引取ってもらえません!

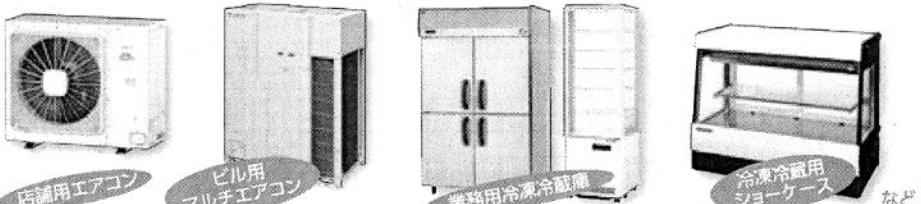


廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

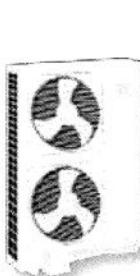
フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



フロン類は強力な温室効果ガスです!

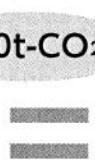
フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



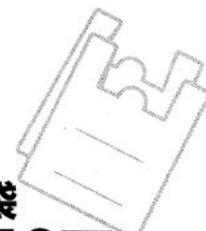
約50t-CO₂

エアコン1台分

ビル用パッケージエアコン
1台に含まれるフロンは約20kg



レジ袋
約150万枚分



乗用車
日本40周分

機器を 使用 しているとき

- 保有する機器の点検を実施してください。

※簡易点検：すべての機器に対し、3ヶ月に1回以上実施。

定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。

改正 ● 点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。

- フロン類の充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、修理なしでのフロン類の充填は原則禁止です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に報告してください。(フロン類算定漏えい量報告・公表制度)

機器を 廃棄 するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。

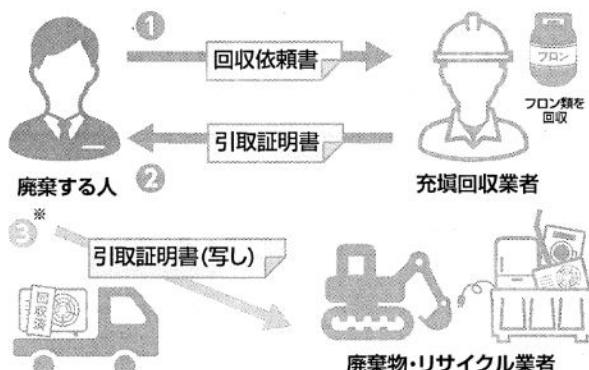
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。

改正 ● 廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。(下図左)

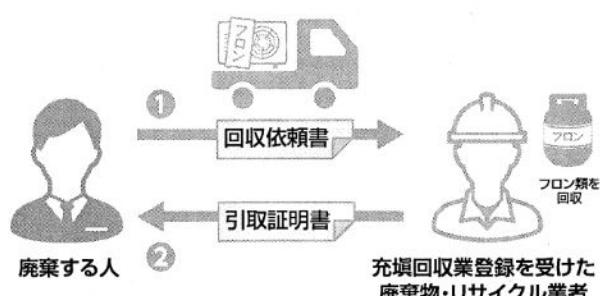
※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)

改正 ● 解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。

フロン類の回収と機器の処分を 別の 事業者に依頼する場合



フロン類の回収と機器の処分を 同じ 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
TEL:03-3581-3351 (内線6753)



経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
TEL:03-3501-1511 (内線3711)

● 関係者の役割

業務用冷凍空調機器の所有者等

全ての事務所、工場、店舗の皆さん

- ・パッケージエアコンなどの空調機器（エアコンディショナー）を使用していませんか？
- 冷水器も業務用冷凍空調機器です。
- ・工場プロセスの冷却器も対象となります。



冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、飲食店、宿泊業などの皆さん

- ・業務用冷蔵庫、ショーケースなどの冷蔵機器又は冷凍機器を使用していませんか？

レンタル事業者の皆さん

- ・業務用冷蔵庫や空調機器のレンタルを行っていませんか？

船舶、業務用特殊車両を所有している皆さん

- ・船舶用工エアコン、鮮魚冷凍庫、冷凍冷蔵車の貨物室なども対象です。

フロン類を使用した業務用冷凍空調機器を所有している方は第一種特定製品の管理者となり、これらの機器を廃棄する場合は第一種特定製品廃棄等実施者になります。

- ・処理費用を払って廃棄するときだけでなく、下取りに出して廃棄する場合や、原材料若しくは部品として利用するために非鉄金属スクラップ卸売業者等に売却する場合も廃棄等に該当するので注意してください。
- ・中古機器として再利用するために有償又は無償で譲渡する場合は第一種特定製品廃棄等実施者に該当しません。この場合、譲渡先の中古機器販売店等が機器の管理者となります。
- ・事務所などで使用されているものであっても、家庭用として製造された冷凍冷蔵庫・エアコンなどについては、家電リサイクル法に基づいてリサイクルされることとなりますので販売店にご相談ください。

■第一種特定製品の管理者の役割（管理者の判断基準（法第16条）等）

- ・第一種特定製品の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全を実施することが必要です。（法第16条）
- ・全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検を実施することが必要です。また、一定規模以上の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検を実施することが必要です。（法第16条）
- ・フロン類の漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置を実施することが必要です。（法第16条）
- ・適切な機器管理を行うため、第一種特定製品ごとに点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録し、その第一種特定製品の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存することが必要です。（法第16条）
- ・第一種特定製品の整備の際、整備業者等の求めに応じて当該記録を提示することが必要です。（法第16条）
- ・一定量以上のフロン類の漏えいが生じた場合は、算定漏えい量等を国に報告することが必要です。（法第19条）
- ・建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認の結果についての書面を3年間保存することが必要です。（法第42条）
- ・第一種特定製品の整備を発注する際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担することが必要です。（法第74条）

■第一種特定製品廃棄等実施者の役割

【フロン類・第一種特定製品の引渡しに関すること】

- ・第一種特定製品の廃棄等の際には、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡すことが必要です。（法第41条）その際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担することが必要です。（法第74条）
- ・第一種特定製品の廃棄等に際して、当該製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際、引取証明書等の写しを交付することが必要です。（法第45条の2）

【行程管理制度に関するここと】

- ・第一種特定製品の廃棄等の際、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、第一種フロン類充填回収業者の登録を持たない設備業者、解体業者、販売業者等（第一種フロン類引渡受託者）に第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は、委託確認書を交付し、その写しを3年間保存が必要です。（法第43条）
- ・第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、第一種特定製品廃棄等実施者は再委託承諾書を交付し、その写しを3年間保存が必要です。（法第43条）
- ・フロン類の回収が終了したら、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付又は送付を受け、当該引取証明書を3年間保存が必要です。（法第45条）
- ・回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（建物解体の場合は90日以内）に引取証明書が第一種フロン類回収業者から交付又は送付されなかった場合等には、都道府県知事にその旨を報告が必要です。（法第45条）

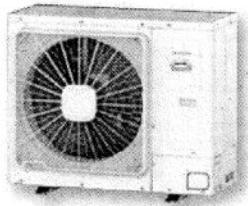
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

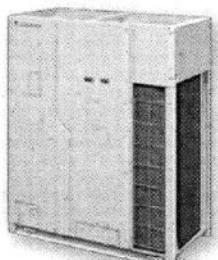
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

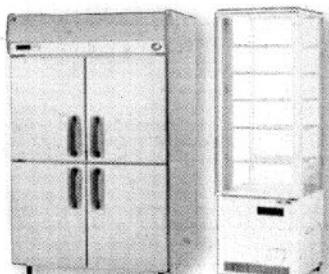
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



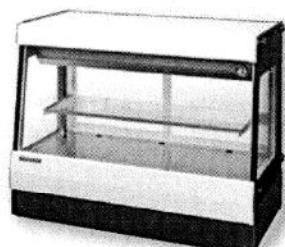
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

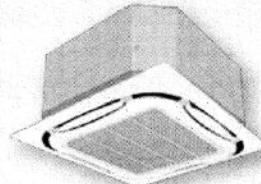
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



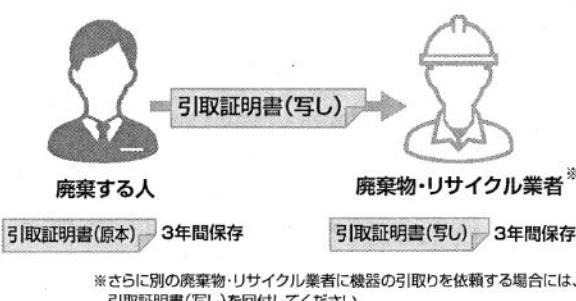
室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

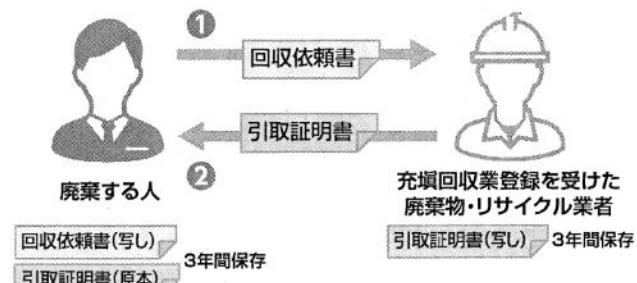
Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

①引取証明書を受け取った場合



②自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。

※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



業務用冷凍空調機器の整備業者

電気機械器具修理業、冷暖房設備工事業、冷蔵倉庫業、食品製造業、飲食料品卸売業、機械器具小売業などの皆さん

業務用冷凍空調機器の整備時にフロン類の充填回収作業を行うには、第一種フロン類充填回収業者へ委託することが必要です。

- ・第一種フロン類充填回収業者への委託の際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担することが必要です。(法第74条) また、整備を発注した第一種特定製品の管理者に関する情報を、第一種フロン類充填回収業者に通知することが必要です。(法第37条、第39条)
- ・回収した機器に再び充填する場合を除き、回収したフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すことが必要です。(法第39条)
- ・第一種フロン類再生業者・フロン類破壊業者から回付を受けた再生証明書・破壊証明書について、第一種特定製品の管理者への回付(遅滞なく)・写しの保存(3年間)が必要です。(法第59条・第70条)

自らフロン類の充填・回収を行う場合は、第一種フロン類充填回収業者としての登録が必要です。

【充填回収業者登録が必要な事業者】

機器の販売店、営業所、管理会社など

機器の修理・点検でフロン類の充填・回収作業を行う場合

大型冷凍冷蔵倉庫、大型施設など

社内に機器の修理・サービス部門があり、自らフロン類の充填・回収作業を行う場合

工場、事業場など

加温、冷却などの工程で機器を使用し、社内に機器の修理・サービス部門を抱えており、自らフロン類の充填・回収作業を行う場合

- ・当該機器に再充填しなかったフロン類については、自ら再利用するか、第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡す必要があります。(法第46条)
- ・回収の際、回収したフロン類の量等について記録し、毎年度都道府県に報告することが必要です(回収した後に当該機器に再充填した量は含めない)。(法第47条)
- ・その他、15ページの「フロン類充填回収業者」の章をご確認ください。

業務用冷凍空調機器の販売・設置・維持管理業者

電気機械器具卸売業、機械器具小売業、冷暖房設備工事業などの皆さん

第一種特定製品の入替え時に、第一種特定製品廃棄等実施者からフロン類が充填された古い機器の引取り(廃棄、下取り)を行う場合は第一種フロン類引渡受託者になります。

第一種フロン類引渡受託者になつたら

(中古機器として引き取る場合には、第一種フロン類引渡受託者ではなくその機器の管理者となります。その後廃棄等を行う場合は、第一種特定製品廃棄等実施者となります。)

- ・フロン類が充填された業務用冷凍空調機器を引き取る場合は、発注者(第一種特定製品廃棄等実施者)から委託確認書の交付を受けます。委託確認書は第一種フロン類充填回収業者に回付する他、その写しを3年間保存することが必要です。(法第43条)
- ・他の者に、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを再委託する場合は、あらかじめ第一種特定製品廃棄等実施者から再委託承諾書の交付を受ける必要があります。また、再委託承諾書を3年間保存することが必要です。(法第43条)
- ・第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の写しの交付を受けたときは、3年間保存することが必要です。(法第45条)
- ・第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しの委託を受けた場合、回収・再生・破壊等に要する費用は、発注者(第一種特定製品廃棄等実施者)の負担となります。(法第74条)

● 関係者の役割

廃棄物・リサイクル業者

鉄スクラップ卸売業、非鉄金属スクラップ卸売業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業などの皆さん

第一種特定製品廃棄等実施者から引き取った製品を部品等としてリサイクルするか又は処分する場合には、第一種特定製品引取等実施者となり、フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法となります。

第一種特定製品引取等実施者になったら

- ・引取証明書の写しによりフロン類の回収が確認されない第一種特定製品の引取り等は禁止されています。（法第45条の2）
- ・第一種特定製品の廃棄等に際し、当該第一種特定製品を引き渡されるとき、第一種特定製品廃棄等実施者より引取証明書の写しの交付を受けることが必要です。（法第45条の2）
- ・第一種特定製品引取等実施者は、引取り等に係る第一種特定製品の処分の再委託等を行う場合には引取証明書の写しを回付することが必要です。（法第45条の2）
- ・第一種特定製品引取等実施者は、当該写しを3年間（引取り等に係る第一種特定製品の処分の再委託等を行う場合には引取証明書の写しを回付するまで）保存することが必要です。（法第45条の2）

機器の引取り等と併せ、フロン類の回収も受託する場合には第一種フロン類充填回収業者に、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しも受託する場合には第一種フロン類引渡受託者になります。

・15ページの「フロン類充填回収業者」の章、13ページの「第一種フロン類引渡受託者になったら」をご確認ください。

建築物の解体業者等

総合建設業、とび・土工・コンクリート工事業、解体工事業などの皆さん



建物の解体工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接建物の解体工事を請け負う場合には、業務用冷凍空調機器が設置されていないことが明らかな場合を除き、特定解体工事元請業者となります。

- ・特定解体工事元請業者は、第一種特定製品の有無について事前確認を行い、特定解体工事発注者に対して書面（事前確認書面）を交付して説明することが必要です。また、当該書面の写しを3年間保存することが必要です。（法第42条）
- ・解体を請け負った建物に第一種特定製品が残されている場合には、当該機器からのフロン類の回収があいまいにならないよう留意が必要です。事前確認の結果確認された第一種特定製品については、特定解体工事発注者にあらかじめフロン類を回収してもらうか、第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを含めて受託することが必要です。
- ・特定解体工事発注者から第一種特定製品引取等実施者への第一種特定製品の引渡しを委託された場合、引取証明書の写しとともに第一種特定製品引取等実施者に当該機器を引き渡してください。

第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを含めて受託する場合は第一種フロン類引渡受託者となります。

・13ページの「第一種フロン類引渡受託者になったら」をご確認ください。